

総務経済・厚生文教常任委員会合同委員会の議事について

1 根拠例規

(1) 芽室町議会会議条例等運用規則（関係部分抜粋）

（連合審査会）

第31条 連合審査会の議事は、付託された審査事件における主たる委員会の委員長が主宰（中心となって人々をまとめ物事を行うこと）する。

2 連合審査会を開く旨の議長への通知は、関係委員長の連名で行う。

3 連合審査会の開催通知は、関係委員長の連名で行う。

4 連合審査会に付託した事件の表決は、審査における主たる委員会において行う。

5 合同委員会を開催する場合は、前項までの規定を準用する。

(2) 芽室町議会委員会条例

（常任委員会の設置）

第1条 議会に常任委員会を置く。

（常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務経済常任委員会 8人

(2) 厚生文教常任委員会 8人

2 運用解釈

(1) 合同委員会の議事は、連合審査会の規定を準用する。

(2) 連合審査会は複数の委員会構成を前提としている。

(3) 連合審査会の議事は「審査事件における主たる委員会の委員長」と規定している。

(4) 前述の「主たる」の規定は、「従たる」の関連存在を前提としている。

(5) 従たるの序列は、社会通念上「委員会の建制順」となる。

(6) 「建制順」とは、組織の名称を並べるときや人物をその所属する組織の序列にもとづいて並べるとき、あるいは会議などの席次を所属する組織にもとづいて決めるときに組織間であらかじめ決まっている順序のことである。

(7) 社会通念上、根拠例規の条項順が建制順となる。

(8) ゆえに、主たる委員会の委員長（副委員長）に事故あるときは、従たる委員会の委員長（副委員長）が議事を行うこととなる。